戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）

第一条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別弔慰金の請求手続） **第一条**　（略） 2　請求者が法第二条又は法附則第三項の規定に該当する者として請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　請求者の令和二年四月一日における戸籍の抄本 二～七　（略） 3　請求者が法第二条の二の規定に該当する者として請求する場合は、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　弔慰金を受ける権利を取得した者が法第二条第三項各号のいずれかに該当すること、令和二年四月一日において当該死亡した者の子がなかつたこと又は当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたこと若しくは同日において離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していること及び請求者の順位より先順位の者がいないことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類並びに当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者である場合においては、前項第四号又は第五号に掲げる書類（前項第四号ニに掲げる書類を除く。） 二　（略） 三　請求者が法第二条の二第一項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び死亡した者の死亡の日から令和二年三月三十一日までの間における請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類 四・五　（略） 4　（略） （削る） （特別弔慰金の支給順位の変更） **第一条の二**　（略） 2　前項の申請書には、先順位者が令和二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明であることを認めることができる書類を添えなければならない。 3　（略）	（特別弔慰金の請求手続） **第一条**　（略） 2　請求者が法第二条又は法附則第三項の規定に該当する者として請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　請求者の平成二十七年四月一日における戸籍の抄本 二～七　（略） 3　請求者が法第二条の二の規定に該当する者として請求する場合は、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　弔慰金を受ける権利を取得した者が法第二条第三項各号のいずれかに該当すること、平成二十七年四月一日において当該死亡した者の子がなかつたこと又は当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたこと若しくは同日において離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していること及び請求者の順位より先順位の者がいないことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類並びに当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者である場合においては、前項第四号又は第五号に掲げる書類（前項第四号ニに掲げる書類を除く。） 二　（略） 三　請求者が法第二条の二第一項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び死亡した者の死亡の日から平成二十七年三月三十一日までの間における請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類 四・五　（略） 4　（略） 5　前三項の場合において、特別弔慰金を受ける権利を有する同順位の者が数人あるときは、それぞれ前三項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 一　遺族又は遺族の相続人として特別弔慰金を受けようとする他の同順位の者の同意書 二　前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類 （特別弔慰金の支給順位の変更） **第一条の二**　（略） 2　前項の申請書には、先順位者が平成二十七年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明であることを認めることができる書類を添えなければならない。 3　（略）